

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

社会貢献につながる新たな投資手法 「ソーシャル・インパクト・ボンド」とは？

資産運用の目的がリターンであることは疑いようがない。しかし、単に資産を増やすだけでなく、社会貢献にも寄与できるとしたら、投資のしがいがあるといえないだろうか。そんな意義深い投資手法のひとつが、「ソーシャル・インパクト・ボンド」(SIB)である。官民連携のスタイルが特長で、アメリカでは刑務所の受刑者更生プログラムに用いられ、再犯率の低下に応じて自治体が投資家に配当を支払う事例もある。

実は、日本にもこの SIB が導入されつつある。旗振り役を担っているのは経済産業省。ヘルスケア分野での導入を推進しており、2017 年度から「成果連動型かつ複数年度契約による日本初

の本格的な SIB」が複数の自治体で導入される予定。

この分野での導入が進められる背景には、高齢化とともに膨らみ続ける社会保障費の問題がある。とりわけ、医療費は一般会計予算の 4 割以上となる 40 兆円を突破。これをいかに削減するかがわが国の大きな課題となっている。

非常に深刻な問題だが、ビジネス的な観点で考えれば、削減することでかなりの金額を生み出せる状態とも言える。「医療費削減」というミッションを掲げた SBI の仕組みが上手く機能すれば、かなりの配当が期待できるだけでなく大きな社会貢献にもなる。新たな投資先として、SBI にかかる期待は大きいのではないだろうか。

確定申告の内容の再チェックを！ 過少申告・無申告加算税の取扱い

2016 年分所得税の確定申告は 3 月 15 日に終了したが、申告内容を再チェックすることも必要だ。

例えば、税額を少なく申告していたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正する。修正申告によって新たに納付する税額には、法定納期限の翌日から完納する日までの期間について延滞税がかかるので、併せて納付する必要がある。

修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかる。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の 10% 相当額だが、新たに納める税金が当初の申告納税額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えている場合は、その超えている部分については 15% になる。

また、税務署の調査前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかからない。ただし、2017 年 1 月 1 日以後に法定申告期が到来するもの(2016 年分以後)については、調査の事前通知後の場合は、50 万円までは 5%、50 万円を超える部分は 10% の割合を乗じた金額の過少申告加算税がかかる。

一方、申告期限から 1 ヶ月以内に行われた自主的な申告であり、納付すべき税額は期限内に全額納付しているなど、期限内申告の意思があったと認められる場合には、無申告加算税は課されない。それ以外に期限後申告となった場合は、納める税金のほかに、原則、納付税額の 15% (50 万円超の部分は 20%) の無申告加算税が課される。